

鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 29 日 (金) 第3506号の15



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1
- 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則 (※) (人事課取扱い) 1

規 則

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第34号

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

職員に対する被服類貸与規則 (昭和32年鹿児島県規則第71号) の一部を次のように改正する。

別表35の項中「畑かん営農推進課並びに」を「農業普及課、」に改め、同表44の項中「及び」の次に「大隅地域振興局農林水産部曾於畑地かんがい農業推進センター水利事業課並びに」を加え、同表50の項中「危機管理防災課」を「危機管理課」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の職員に対する被服類貸与規則別表35の項の規定により貸与されている貸与品については、改正後の職員に対する被服類貸与規則別表35の項の規定により貸与されているものとみなす。この場合において、貸与期間の計算については、当該貸与品を貸与した日から起算するものとする。

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第35号

給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第 1 条 給料表の適用範囲に関する規則 (昭和32年鹿児島県規則第74号) の一部を次のように改正する。

表中「畜産課」の次に「, 施設調整課」を加え, 「, 若駒学園」を削り, 「動物愛護センター」の次に「, 若駒学園」を加える。

(鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)

第 2 条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則 (昭和44年鹿児島県規則第50号) の一部を次のように改正する。

第14条第 1 項第 1 号中「100分の111.5以上100分の190」を「100分の109以上100分の185」に, 「100分の133.5以上100分の230」を「100分の131以上100分の225」に改め, 同項第 2 号中「100分の102.5以上100分の111.5」を「100分の100以上100分の109」に, 「100分の122.5以上100分の133.5」を「100分の120以上100分の131」に改め, 同項第 3 号及び第 4 号中

「100分の93.5」を「100分の91」に，「100分の113.5」を「100分の111」に改める。

第15条第1項第1号中「100分の48.5」を「100分の46」に，「100分の59.5」を「100分の57」に改め，同項第2号及び第3号中「100分の46.75」を「100分の44.25」に，「100分の56」を「100分の53.5」に改める。

（鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第3条 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

大島郡	大和村	大島支庁総務企画部大和村駐在機関	を
	瀬戸内町	くらし保健福祉部保健医療福祉課瀬戸内町駐在機関 大島支庁瀬戸内事務所 大島支庁保健福祉環境部健康企画課瀬戸内町駐在機関 大島支庁農林水産部農政普及課瀬戸内町駐在機関 大島支庁農林水産部林務水産課瀬戸内町駐在機関 鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所瀬戸内町駐在機関	

大島郡	瀬戸内町	くらし保健福祉部保健医療福祉課瀬戸内町駐在機関 大島支庁瀬戸内事務所 大島支庁保健福祉環境部健康企画課瀬戸内町駐在機関 大島支庁農林水産部農政普及課瀬戸内町駐在機関 大島支庁農林水産部林務水産課瀬戸内町駐在機関 鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所瀬戸内町駐在機関	に，
-----	------	---	----

「大島支庁（総務企画部奄美市駐在及び建設部建設課奄美市道路保守駐在を除く。）を大島支庁総務企画部奄美市駐在」

「大島支庁（建設部建設課奄美市道路保守駐在を除く。）」に，「総務部県民生活局生活・文化課湧水町駐在機関」を「総務部文化スポーツ局文化振興課湧水町駐在機関」に改める。

附 則

- この規則は，平成31年4月1日から施行する。
- 平成31年11月30日までの間，地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下この項において「再任用職員」という。）以外の職員（鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）第8条の2第1項の規定により給料の特別調整額の支給を受ける職員を除く。）に対する第2条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第14条の規定の適用については同条第1項第1号中「100分の109以上100分の185以下」とあり，及び同項第2号中「100分の100以上100分の109未満」とあるのは「100分の91」とし，再任用職員に対する同規則第15条の規定の適用については同条第1項第1号中「100分の46以上」とあるのは「100分の44.25」とする。